附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。ただし、第六条の規定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十七年六月四日）から施行する。

（自動車事故報告規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行前に生じた事故に関する報告については、第三条の規定による改正後の自動車事故報告規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　第三条の規定による改正前の自動車事故報告規則別記様式（以下「旧様式」という。）による自動車事故報告書は、同条の規定による改正後の自動車事故報告規則別記様式（以下「新様式」という。）にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合において、新様式に記載すべき宛名は、旧様式を適宜修正してこれに記載するものとする。

（旅客自動車運送事業等報告規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの一年間に係るこの省令による改正前の旅客自動車運送事業等報告規則第二条の二第一項に規定する輸送実績報告書の提出については、なお従前の例による。

（自動車道事業報告規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この省令の施行前に終了する事業年度に係る第五条の規定による改正前の自動車道事業報告規則第二条第一項に規定する事業報告書及び平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの一年間に係る同項に規定する供用実績報告書の提出については、なお従前の例による。

○国土交通省令第七号

地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）の一部の施行に伴い、地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

平成二十七年一月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令

（宅地造成等規制法施行規則の一部改正）

第一条　宅地造成等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、同法」を「又は同法」に改め、「又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下「特例市」という。）」を削り、「、中核市又は特例市」を「又は中核市」に改める。

第四条第一項中「、中核市又は特例市」を「又は中核市」に改める。

別記様式第二及び別記様式第四中

「都道府県知事 指定都市の長 中核市の 特例市の長」	を	「都道府県知事 指定都市の長 中核市の長」

に改める。

（都市計画法施行規則の一部改正）

第二条　都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

別記様式第六及び別記様式第七中「都道府県知事（指定都市の長・中核市の長・特例市の長）」を「都道府県知事（指定都市の長・中核市の長）」に改める。

（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第三条　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則（昭和五十年建設省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第五十二条中「、同法」を「及び同法」に改め、「及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下この条において「特例市」という。）」を削り、「、中核市又は特例市」を「又は中核市」に改める。

（特定都市河川浸水被害対策法施行規則の一部改正）

第四条　特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年国土交通省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「、地方自治法」を「又は地方自治法」に改め、「又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市」を削る。

（津波防災地域づくりに関する法律施行規則の一部改正）

第五条　津波防災地域づくりに関する法律施行規則（平成二十三年国土交通省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第五十条中「、同法」を「又は同法」に改め、「又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項に規定する特例市」を削る。

別記様式第十二、別記様式第十四、別記様式第十六及び別記様式第十七中

「都道府県知事 指定都市の長 中核市の長 特例市の長」	を	「都道府県知事 指定都市の長」

に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、地方自治法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（宅地造成等規制法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　地方自治法の一部を改正する法律附則第二条に規定する施行時特例市（以下「施行時特例市」という。）に対する第一条の規定による改正後の宅地造成等規制法施行規則第二条、第四条第一項、別記様式第二及び別記様式第四の規定の適用については、同規則第二条中「又は同法」とあるのは「、同法」と、「「中核市」とあるのは「中核市」という。）又は地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市（以下「施行時特例市」という。）と、同条及び同規則第四条第一項中「又は中核市」とあるのは「、中核市又は施行時特例市」と、同規則別記様式第二及び別記様式第四中

「都道府県知事 指定都市の長 中核市の長」	とあるのは	「都道府県知事 指定都市の長 中核市の長 施行時特例市の長」

とする。

（都市計画法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　施行時特例市に対する第二条の規定による改正後の都市計画法施行規則別記様式第六及び別記様式第七の規定の適用については、同規則別記様式第六及び別記様式第七中「都道府県知事（指定都市の長・中核市の長）」とあるのは、「都道府県知事（指定都市の長・中核市の長・地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第24号）附則第2条に規定する施行時特例市の長）」（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　施行時特例市に対する第三条の規定による改正後の大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則第五十二条の規定の適用については、同条中「及び同法」とあるのは「、同法」と、「「中核市」とあるのは「中核市」という。）及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市（以下この条において「施行時特例市」と、「又は中核市」とあるのは「、中核市又は施行時特例市」とする。

（特定都市河川浸水被害対策法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条　施行時特例市に対する第四条の規定による改正後の特定都市河川浸水被害対策法施行規則第六条第一項の規定の適用については、同項中「又は地方自治法」と、「中核市」とあるのは「中核市又は地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」とする。